

## 第19回国立市介護保険運営協議会

平成29年12月22日（金）

### 【林会長】

こんばんは。定刻となりましたので、第19回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

まず最初に資料の確認を、事務局のほうからお願いします。

### 【事務局】

それでは資料の確認をさせていただきます。皆様の机上に置かせていただきました資料を順番に、まず会議次第です。めくっていただきまして、資料No.51-1、検討部会要点、こちらはA4の1枚物でございます。めくっていただきまして資料No.51-2、第7期介護保険事業保険料設定案比較表、こちらも1枚物でございます。

次に資料No.51-3、保険料を12段階の段階別にあらわした表です。こちらは準備基金を幾ら取り崩すかということで、4枚でホチキスどめしております。1枚目が準備基金取り崩しなしのもの、2枚目が1億6,000万円、半分取り崩した場合のもの、3枚目は2億2,000万円取り崩し、残額1億円となっているものです。4枚目が2億4,000円取り崩し、残額8,000万円。こちらの4枚でホチキスどめされたものでございます。

次に資料No.51-4、こちらは保険料を14段階にした場合の表でございます。先ほどの資料No.51-3と同じように4枚でホチキスどめしております。こちらも準備基金の取崩額によって4枚に分けたものでございます。1枚目が取り崩しなし、2枚目が1億6,000万円、半分取り崩した場合のもの、3枚目は2億2,000万円取り崩し、1億円残した場合のもの、4枚目が2億4,000円取り崩し、残額8,000万円。こちらの4枚でホチキスどめされたものでございます。

次に資料No.51-5、こちらは保険料を16段階に分けた場合の、基準月額の段階別の表になっております。こちらは1枚です。準備基金2億2,000万円取り崩した場合の1枚物でございます。

次に資料No.52、こちらは横長で、保険料の各所得段階における改定額という表題のものでございます。

最後に資料ナンバーはついておりませんが、市民の意見を聴く会の出欠確認表でございます。前回の運営協議会のときに皆様に参加の確認表を書いていただいたものを、一覧表にさせていただいたものでございます。

資料は以上になりますが、何か足りないものとかございませんでしょうか。

### 【林会長】

大丈夫ですか。

（「はい」の声あり）

### 【事務局】

では、以上です。

### 【林会長】

ありがとうございました。

それでは本日の議題ですが、第7期介護保険料の推計についてであります。前回の運営協議会で、保険料設定について案の作成を検討部会に一任していただくということで、皆様にはご了承いただきました。その後、事務局にはサービス見込み量の推計値を出し

ていただきまして、12月19日に検討部会が開催されました。そこで保険料について一定の方向性が出ましたので、その内容について事務局から説明していただきます。

では事務局、お願いします。

#### 【事務局】

それでは、先日12月19日ですから3日前ですけれども、介護保険運営協議会の検討部会を開催させていただきました。その内容につきまして、皆様のお手元に配付させていただきました資料No.51-1、平成29年12月19日介護保険運営協議会検討部会の要点という資料に沿って、説明させていただきます。

19日の検討部会につきましては、保険料の水準につきましてご議論いただいたところです。先ほど資料で紹介させていただきましたさまざまな条件、14段階に分けるのか、準備基金は取崩額を幾らに設定するのかといった、さまざまな条件に応じた保険料月額を見ていただきました。

まず最初に、保険料設定の段階数についてご検討いただきました。今現在国立市では、保険料を12の所得段階に分けて賦課させていただいております。その現状の12段階ですが、これはより多く分けることができるというふうに法令上決められておりますので、14段階に分けた場合、16段階に分けた場合など、いろいろなケースをそれぞれ見ていただきました。

当初、この保険料の基準になる金額に大きな差がなければ、現行の12段階のままでもよいのではないかとといった意見もいただきました。しかしながら、他の委員から、日本社会では社会的な所得の格差を示すジニ係数が高い水準であるということで、他の国と比べても比較的格差が大きいという評価になっている社会情勢であるので、金額として基準月額に大きな差は出なかったわけですけれども、社会的格差を考えれば、段階数を増やすというスタンスがよいのではないかと意見が出まして、14、16の段階を検討した上で、14段階がよいのではないかと結論となっております。

その14段階と16段階の比較は、次の2番として書かれてはいますがけれども、基準月額は16円程度の違いであったということ、16段階にした場合の保険料の最高額、一番高い所得ランクの方に対する倍率は、基準月額の3倍となるということで、近隣の他市でも現状が一番高い設定でも府中市の2.8倍でございますので、この3倍というのはかなり高いというふうに見られるのではないかと、多段階に分けることで今までの段階と比べて細かく区切っていくことになるので、事務の複雑性が上がるのではないかと意見が出ました。そういった意見が出た上で、14段階がよいのではないかと結論となりました。

ただし、3倍となってしまうことが議論されたんですけれども、所得の高い層にはより高い負担を求めてもよいのではないかと意見も、実際には出ているというところを書き加えさせていただきます。

次に、準備基金の取り崩しについても議論させていただきました。準備基金の残額につきましては、現在約3億2,000万円積み立てがございまして、この資料には記載していませんが、今年度中もどうやら取り崩しはしないで済みそうだという見込みがたっております。ですので、3億2,000万円を原資として考えられるということで、基金を全く取り崩さない場合、3億2,000万円の半額である1億6,000万円を取り崩す場合、残額が1億円となるように2億2,000万円を取り崩す場合、そして第6期が始まる時点で残額8,000万円まで取り崩すという設定でスタートしておりますので、その原点まで立ち返るとということで、2億4,000万円を取り崩して8,000万円を残す場合、というのを検討させていただきました。

全く取り崩しを行わない場合、これは資料No.5 1-2の、1-2段階でいうと案のNo.1、1-4段階ですと案のNo.5です。取崩額が0円で、準備基金も3億2,000万円残した場合、6,367円という試算結果が出ております。

そして1億6,000万円を取り崩した場合、案のNo.6になりますが、6,119円という数字になるということで、現状の第6期の保険料基準月額が5,650円ですので、月500円以上の値上げとなります。保険料水準が相当程度高くなるということから、案のNo.7、2億2,000万円を取り崩して1億円を残し、保険料月額を6,025円と設定する場合と、案のNo.8、2億4,000万円を取り崩して8,000万円を残す場合の検討をいたしました。

この残額についてですが、1億円の残額という場合と、8,000万円の残額につきまして検討していく前提として、事務局から説明させていただいたんですが、準備基金自体が保険料の余剰額として積み立てられたお金でございます。ですので、原則としてこの準備基金は保険料が不足した際に活用されるという前提で積み立てられているお金ですので、想定外の保険給付がかさんだ場合や、今、ヘルパー事業所やデイサービス事業所が提供している新総合事業といった事業が、この地域支援事業費で賄われていますけれども、こういったもので想定外の出費がかさんだ場合、保険料全体の23%あるいは地域支援事業費の23%を負担するという設定になっておりますので、8,000万円あれば、0.23で割り返した金額、36カ月平均で月額およそ960万円まで、不測の事態、出費増に対応できるという計算になります。

ただ、ことし4月から介護職の方、ケアマネジャーのような相談を受け付ける業務でなく、実際に高齢者の方の身体介護を行うような介護職の方の給料を改善するための改定というのが、3年に1度の平成30年度を1年繰り上げて、平成29年度の4月から実施されているんですが、そのための介護職員処遇改善加算と言われている保険給付の増額というのが、1カ月当たりコンピューターで集計をとると600万円から700万円ございます。ですので、今後、国からはプラス改定ということでプラス0.54%と出ているんですが、その後何が出てくるか、今回の1年前倒しの増額改定というような事態もないわけではないということですので、今後の改定内容や想定外の給付費、地域支援事業費の増額に備えるには、基金残額は1億円程度必要であるというところを、ご説明さしあげました。

1億円程度の残額があれば、8,000万円の残額に比較して2割強の増額まで見込まれますので、1月当たり1,200万円程度の増額まで耐えられると。実際、平成29年4月の想定外の1年前倒し改定が、月額で600万円から700万円程度ですので、1,200万円ぐらいあれば、安心しての運用ができるのではないかとこのところ、残額につきましては1億円程度必要という説明をさせていただきました。

こういった保険料設定の段階数、そして多段階化をさらに進めていく上での1-4段階と1-6段階の比較、そして準備基金の取り崩し条件ということで、資料No.5 1-1の1、2、3の項目につきまして議論していただいた上で、検討部会としては、1-4段階の多段階化と、基金取り崩し2億2,000万円、残額として1億円残すということ、そして保険料基準月額6,025円の案がよいのではないかと、といった結論となりました。

すみません、この資料の説明の前に、前提条件として給付がどれぐらいかかるのかという、見込みとしてのお金の積算をするときの条件として、国立市独自の事情というのも加味してございます。

実際には市全体推計と言いまして、実績から増額分をそのまま足延ばしして集計するほかに、国立市内でケアハウス、これは軽費老人ホームと言われるものですが、有料老

人ホームが50床増設、新規につくられるということ。それから矢川駅のすぐそばですが、けれど看護小規模多機能型の事業所ができるということ、こちらは契約利用定員が29名です。そして今、東2丁目に市が寄贈を受け所有しております土地に、小規模多機能型の居宅介護事業所を、今後公募による誘致を図っていくということで、これも契約利用定員29名です。そして、あおやぎ苑さんで運営されているみのわ通りクリニックという診療所があるんですけども、そちらが今後介護保険施設である老人保健施設に転用される見込みがあるということ。

それから前回の給付費の推計の中で、委員から質問をいただいた介護保険施設、特別養護老人ホームと老人保健施設の利用者数が全く固定されていると。これは国のシステムでそういうふうになっていたんですけども、その部分に自然増を見込んでの増員を入力したということ。それから今現在、成り行きで自然推計ではグループホームの人数がかなり増えるという集計が出てしまっているんですが、これは第6期の計画期間中に新設のグループホームはあったんですけども、ユニット数を増やすという状況にないものですから、ここの定員が自然増的に推計値が大きくなっているものを調整して、抑えたというところ。

それから、これは国立市だけではないんですが、医療計画と言われている都道府県がつくる計画と、各市町村がつくる介護保険事業計画の間で整合性を図るという施策が打ち出されておまして、これは医療保険で入院されている方を介護保険施設もしくは在宅での療養に受け入れるということが見込まれるというのが、東京都から通知がございましたので、そこに沿った形での介護ニーズが上がってくるというところ。

そういったもろもろを入力した上で、およそ3年間で157億円の給付ニーズがあるといった集計を立てた上での、保険料設定でございました。

今回検討部会で議論いただいた中では、14段階で、基金取崩額は2億2,000万円、そして保険料基準月額6,025円ということでございますので、資料No.51-4の3枚目でございます、こちらの案が、検討部会で選ばれた選択肢でございます。

これに基づきまして、現行の保険料とどれぐらいの改定幅になるのか、資料No.52の保険料の各所得段階における改定額ということで、示しております。例えば一番所得段階の低い水準の方が入っていらっしゃる第1段階では、現状の保険料月額が基準月額の0.4倍、2,260円のところ、改定後は2,410円と見込まれるということで、月額150円の増額で、1.07倍ということでございます。

ただし、この所得段階の第1段階の方は、消費税の税収を財源として、低所得者の方に係る介護保険料の軽減というものが、国と東京都からの交付金で引き下げできるということになっております。ここに出ている比率の0.4倍というのは、基準月額を算定する際の率ですが、実際に市民の方に負担していただいているのは、ここからさらに引き下げた0.35倍となっております。ですので、現行の第1段階の方は1,977円、これが改定によって2,109円ということで、月額にして132円の増額という計算になっております。

その下、第2段階、第3段階とそれぞれの所得が示されていますが、今回、所得段階自体を切り分けたところがございます。一番大きく変わっているのが、現行の第12段階、被保険者ご本人様が市民税を課税されていらっしゃる合計所得金額が1,000万円以上の方は、基準の第5段階の方の基準月額5,650円に対しまして2.5倍、月額1万4,125円を負担していただいているところです。

こちらを、改定時はこの第12段階を3つに切り分け、第12段階として2.5倍が適用されるのは、本人の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満というラ

ンクの方で、保険料月額1万5,063円で、第6期から938円の増額幅。そして第13段階として、本人の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の方に対して、2.65倍の負担を求めていくことにより、保険料月額は1万5,966円、増額幅として1,841円、第6期に比較して1.13倍の増加率ということです。そして第14段階、本人の合計所得金額が1,400万円以上の方に対して、2.8倍の負担を求めることで保険料月額は1万6,870円、増額幅で2,745円、増加率は1.19倍になるということでございます。

以上、雑駁ではございますけれども、検討部会で議論していただきました、保険料設定についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。

それでは今の報告について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。小出委員。

【小出委員】

ご報告ありがとうございます。基金の取崩額あるいは残額についての適正な水準ということで、ちょっと質問させていただきたいと思います。

先ほど課長からご説明があったところで、1億円程度残すのが必要だというようなお話があったんですが、例えば介護職員の処遇改善に備えるとか、想定外の給付、地域支援事業費の増額といったところが、その1億円の対象となると思うんですけど、まず1つ目は、先ほど処遇改善について1年前倒しで実施されたということだったんですが、通常は3年に1度改定されるところを、1年前倒ししましたということは、またこうした改定の機会が、第7期の中で発生する可能性があるというふうに考えたほうがよいのかというところがまず1点。

あと想定外の給付という、その想定外というのが、先ほどケアハウスですとか看護小規模多機能ホームですとか、いろいろ国立市独自の要因を取り込んだ上で算定されたというふうにおっしゃっていましたが、これ以外に何か想定外というのは起こり得るのかというところ。

あと、その処遇改善と想定外の給付、あるいは地域支援事業費の増額以外に、何か突発的な支払いのための事象が発生するのか。この3点をお聞かせいただければと思います。

【林会長】

ありがとうございます。事務局お願いします。

【事務局】

まず改定が3年を待たずにもう一回あるかどうかの話なんですけれども、これはあるかもしれません。一つ具体的な言葉として出てきているのが、介護福祉士という資格をとっている方で勤続年数が10年以上の方について、8万円の処遇改善を行うという案が出ていたということですが、こちらにつきましては、それが交付金で行われるのか、保険の加算で行われるのか、いつ行われるのか、本当に8万円なのか、勤続年数10年というのをどういうふうにカウントするのか、といったことが全くまだ確認できておりません。そういった改定があるかもしれないということ。

そして想定外の給付の発生ということですが、これは実際にあるかどうかわからないんですが、もし何らかの理由で国立に転入してくる高齢者の方が多くなった場合、その高齢者の方の年齢構成にもよるかとは思いますが、保険給付が発生するかもしれないと。ただ、この可能性は薄いかもしれませんが。

あともう一つ想定外の給付が発生するとすると、近隣に大きな施設ができたりした場

合、そこにもし国立市民の方が大勢入所された場合には、在宅と比較して比較的施設給付のほうが高いレベルにあるというのが通例でございますので、給付費が増加するかもしれないというところ。

それからもう一つ、そういった給付以外で想定外の出費が発生するとすると、今現在、先ほど申しあげました消費税を財源とした交付金が、金額としては年間で1,000万円強投入されていますが、その交付金が例えば突然打ち切られてしまうといった場合には、保険料を上げるのか、もしくは準備基金を取り崩すのかといった形で保険料歳入の不足を補っていかなければならないといったことは、あるかもしれません。

実際に消費税を導入した保険料引き下げのための交付金といいますのは、平成27年度から開始する予定で、平成26年の夏に国からアナウンスされたんですが、当初の政府設計としては、第1段階だけでなく、第2段階、第3段階も引き下げるという形で、今よりもかなり大きな規模で保険料の引き下げを行っていただくというアナウンスでございました。ただ、平成26年12月に消費税の増税を見送るというふうに国が方針を決めまして、そこで選挙に入ってしまったわけですけれども、そのために第1から第3段階までの引き下げというのは行われないうふうになり、翌年1月になって急遽変更されて、第1段階のみでの交付金投入というふうになって変わってございます。

ですので、今現在部分的な実施という言われ方をしているんですが、第1段階の保険料引き下げだけ行っているところで、消費税が10%に増税される時、セットとして第3段階まで引き下げのための交付金が出るというアナウンスだったんですが、消費税増税のタイミングは平成31年というふうに聞いておりますので、そのときになって本当にこの形でできるのかどうか、もともと平成28年で消費税を上げて、29年度から完全実施というふうにも言われていたんですが、それもなかったということで、実際にはこの消費税増税とセットでの介護保険への資金投入というのがどうなるか、不透明なところがございます。もし交付金が打ち切られると、想定外の出費に相当するような、事業運営に対する力が働くというふうに考えております。

以上でございます。

【林会長】

よろしいですか。

【小出委員】

今、課長がおっしゃった事態が発生した場合、例えば消費税のお話ですと、それはまた別途対応するという形になりますか。

【事務局】

介護保険の制度については、そのときになってみないと、国がどういうものを出してくるのか、わからないというところがございますので、対応するという意味ではそのときになれば対応するということにはなりますが、その対応の方法が、介護保険料自体の引き上げという形なのか、準備基金の取り崩しを行って実際の改定は第8期に送るというふうにするのか、場合によっては都道府県の管理している借り入れ用の基金がございませぬので、そちらから借り入れて第8期で保険料の値上げをもって返すか、といったさまざまな方法が考えられますけれども、実際問題そのときになってみないと、国がどういう対応をしてくるのかわからないところがあります。

一例を挙げますと、民主党政権が一番最後の年に、第5期の介護保険事業計画をつくる際だったと思いますけれども、都道府県が管理する借り入れ用の基金を、返済なしでそのまま投入するだけでいいという形で、国立市でたしか3,600万円ほど資金投入するという形で、返済なしでやるという、法律上の位置づけを違う運用を特別にやっ

たという年もございました。情勢に応じてどういうふうな手を打ってくるかというのは、そのときになってみないとわからないというのが、正直なところでございます。

【小出委員】

わかりました。ありがとうございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

北野委員。

【北野委員】

僕も審査会の委員をやらせていただいておりますけれども、年々審査する件数も多くなっております。きのうも30件、追加が当日3件という形になっています。支援も多いんですけども、要介護認定する人も非常に多くなっています。

このように考えますと、今回のおむつの件で、国のやり方が変わりましたね、お金の追加というか。このように変わっていく、それから審査する人が多くなっていくということを考えると、十分なお金を、余裕を持って残しておいたほうがいいと。それで事務局の方の計算でいきますと、1億円あれば万全な運用ができるという検討です。また、今回、検討部会は、保険料の段階を12、14、16、3段階に分けていろいろ検討しております。それから、準備基金の取り崩し、結局どれだけお金が残ればいいのかというのを検討して、8つのパターンを検討しております。非常に大変な作業であったと思います。僕は、こういうふういろいろなことを、それに国立の6次の内容をちゃんと加味された内容だというふうには先ほどお聞きしました。そのようにはじき出されたこの6,025円を僕は尊重させていただきたいなと思っております。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。ほかに何かございませんか。田村委員。

【田村委員】

今、北野委員からの話の中で、先ほどの説明の中にもありました「国立独自の」という言葉がありますが、私たちはそういう全体的なことが全く見えていないので、どうということが国立独自なのかというところを教えていただければと思います。

【林会長】

では事務局、お願いします。

【事務局】

先ほど私のほうから申し上げさせていただいたのは、国立市で予定されている介護保険事業所の動きをまず加味させていただいたところでございます。先ほどの繰り返しになってしまうんですけども、ケアハウスと言われている軽費老人ホーム、これは老人ホームでありながら、そこで生活していくための居住に関する費用等をごく低廉な価格で抑えられるといった形で、東京都の補助金を導入して創設されるような種類の老人ホームなんですけど、こちらの建設が進められておまして、建物自体はもうでき上がってきていて、平成30年4月の事業開始が見込まれているところでございます。

そのケアハウスだけでいきますと50床、50人分の容量があるんですが、そういった市で今後見込まれている介護保険の保険料が投入されるような動き、そここのところを1つずつ丁寧に入れていくと。ケアハウスができてそこに入居される方がいらっしゃると、その分、在宅サービスの供給が減っていくということもございますので、そこを、ケアハウスが50床できたうちの70%、35床が国立市民で占められているとすると、その35人について、例えばケアマネの費用を少なくするとか、あるいは訪問介護や福

社用具といったケアハウスに入っている方は利用しないようなサービスの見込み量を減らすとか、逆に、この間ご指摘いただいた老健や特養については自然増的に増えていく部分も見ていくとかそういったようなところ、あと、グループホーム等につきましては、普通に機械で推計しただけですと、かなり人数が増えた集計になっているんですけども、グループホームの一番新しいところが2年ほど前に操業を開始したときに、定員18名が埋まるまでに6カ月以上かかったと。建物はつくったけれども、入居される方が少なかったといったようなことも見られましたので、今、逆に、グループホームを市が整備していくと、それぞれの事業者が、入居される方が不足してしまう可能性もあるというところで、第7期の計画期間中はそんなに伸ばさないようにしようという判断をさせていただいております。そういった判断に基づいた上で、例えばグループホームに係る給付のお金を抑えた形で試算をしてみるということもやっております。

また、地域支援事業で言えば、地域支援事業の考え方として新総合事業といった新しい法的な位置付けの地域支援事業が平成27年度から導入された際に、その地域支援事業に係るお金の計算も変わっております。従来は保険給付に係る金額の3%を上限として、予防事業であるとか、任意事業であるとかいったような地域支援事業の総額をコントロールする手法がとられていたんですが、それが、新総合事業が始まったときに、事業によって計算方法を変えていくのと同時に、一番大きいのは総合事業開始前の決算額をベースに被保険者の人口の増加率までしか上限額を認めないといった制度が入ってきております。第6期事業計画につきましては、そういった地域支援事業がどのように動くのかがまだ全くわからない状態でしたので、でき得る限りの高い水準までの伸びに耐えられるようにということで計画の見込額をつくらせていただいたんですが、実際に第6期が始まりますと、一番本体の保険給付に係る部分の値下げが大きく響いて、逆に高い保険料を設定したけれども、剰余金を積み立てる年が続いたといったようなところがありました。

そういった上で、国立市では他市に先駆けてかなり早い段階で総合事業を入れておりますので、その総合事業の実績が平成28年度で1回決算額が出ていますので、それをベースに第7期の試算を行うこともできました。これは、他市では事業開始が平成28年度、29年度といったところで、総合事業の新しいタイプの地域支援事業が一体お金が幾らかかるのか模索しながらの中での第7期の計画策定になるところを、国立市では地域支援事業について、ある程度しっかりした形での試算ができるだろうということでの取り組みを行ったところで、かかるお金の計算について市の独自性というのを数字でお見せするのはなかなか難しいところであるんですが、試算を行うに当たってそういった工夫はさせていただいております。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。田村委員。

【田村委員】

1つ、最近、看護小規模多機能施設の説明会が行われたということなんですけれども、実際に図面を見せていただいたら4階建てで、上のほうが先ほどおっしゃっていたケアハウスになるということなんですか。それとは全く別ですか。

【事務局】

別です。

【田村委員】

別なんです。こういう施設がどんどんできていく一方で、東二丁目のほうで寄付さ

れたところに関しては、その施設の建設がなかなか進まないというのはどういうことなんでしょうか。

【林会長】

事務局お願いします。

【事務局】

東二丁目に寄贈いただいた土地につきましては、寄贈を受けた後で土地の境界線が本当の境界線と違っているという指摘を受けました。大体二十数センチなんですけれども、市がいただいた土地のほうが大きくなっている、お隣の土地に対して食い込んでいるという主張を受けまして、そこの土地の境目の確認に非常に時間がかかったというのが正直なところでございます。

そして、もう1点時間がかかっていますのが、この土地に対して小規模多機能を整備していきたいんですけれども、看護小規模多機能ができて土地のほうは、民間の土地の所有者がその土地を担保に入れて建物を建てると。その建物の中に看護小規模多機能という介護保険事業所を入れると。そして、先ほど委員のおっしゃっていた上のほうの階が共同住宅になっているんですけれども、そこは有料老人ホームの1つの種類であるサービス付き高齢者向け住宅と言われる住宅型有料老人ホームになっております。サービス付きとはいっても、最低限の見守りであったり相談であったりというものが付けばサービス付き高齢者向け住宅となるんですけれども、その入居者の家賃を充てる形で建物の建設費をかなり償還できるということで、今回、看護小規模多機能が実現することなんですけど、市が土地をいただいた東二丁目のほうは駅からかなり離れておりまして、低層住居専用地域になっております。建ぺい率で50%、容積率で100%ということで、主に2階建てまでの建物ということになりますので、ここに建物を建てていただいて事業をやる場合に、家賃収入等を見込むのが難しいであろうというところがありまして、ここの土地を、市の土地ですので担保に入れて建物を建てるといことはいたしませんので、あくまで民間で建てていただく方を探していくこととなりますので、妥当なそのレンタルの基準の地代の設定等の調査にちょっと時間をいただいているところがございます。今現在、土地の寄付をいただいたのは平成24年ですから、5年たってしまったんですけれども、まだ実現していないといったところでございます。

以上でございます。

【田村委員】

登記はもう終わったんですね。

【事務局】

所有権の登記は終わっております。ただ、地積の更正については、境界線について主張された方は新しい境界線での境界確定に応じてくれたんですが、境界線について異議を申し込まない方が境界確定には応じないとおっしゃられていて、最終的な面積、地積更正のほうはできてないというところでございます。

【田村委員】

じゃあ、それができない限り、ずっとここには建てられないということなんですか。

【事務局】

いや、地積の更正については、登記がされていなかったとしても建物自体を建てることはできるはずですので、どちらかというところ、境界線についてもめている部分が解決したので、これから、あと資金的なものをどういうふうに試算を立てて提案していくのかという形で事業者の公募にこぎつけていきたいという形で、事業者公募に実際に移って

いけるようになれば、地域密着型サービスの公募ということになりますので、これもまた介護保険運営協議会にプロポーザルについてご審議いただくようお願いをしてくということになります。

【田村委員】

予測としては、また二、三年かかるんですか。

【事務局】

いえ、これは理事者からも極力急ぐようにと言われておりますので、地権の関係の整理がついた段階で、今鋭意やっておりますので、できることだったらもっと早く実現できるようにということと動いてまいります。

【田村委員】

市民としては、そこに交流の場をつくりたいという希望をずっと出していますから、ぜひ早く実現させてほしいと思います。

【事務局】

そうですね。土地を寄付してくださった方も、皆さんが集まれるようにというふうにおっしゃられてましたので、ぜひそこは実現していきたいと。逆に、地域交流スペースの併設といったような場合には、収益的には事業者さんのほうでまた考慮していくようになるということもちょっと考えられます。

【林会長】

ほかに何かございませんでしょうか。ないようでしたら、検討部会の結論ということとよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、その線を進めることにいたします。

あとはその他ですが、事務局から何かございますか。

【事務局】

それでは、皆様にお配りさせていただきました、市民の意見を聴く会の出欠確認表、前回出していたのを一覧にまとめました。もしどこか違うところがあったら……。

【田村委員】

すみません、13日、未定と書いていたので、夜にさせていただきます。

【事務局】

13日の夜のほう……。はい、承りました。

【小出委員】

13日の14時からと書いたんですけれども、この後すぐ予定があるんですが、この14時からの会は何時まで？

【事務局】

一応2時間をめどにしております。

【小出委員】

もしかすると、ここは参加できなくなるかもしれません。

【事務局】

もともと△になってますからね。はい、わかりました。あの方は大丈夫でしょうか。どこか違っているとかがございましたら。

では、この予定ということで確認させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それから次回の運営協議会ですが、前回の運営協議会の際に出させていただきましたスケジュールのとおりでございますので、1月は答申の関係で不規則になります。次回は1月10日の水曜日、場所はこちらと同じ第1・第2会議室で7時から行いたいと思

います。この日は答申案の説明となりますので、資料は、ちょうど年末年始にかかってしまいますので、ちょっとぎりぎりになってしまうかもしれませんが、事前に皆様に見ていただけるようにしたいと思っております。

以上でございます。

【林会長】

ということで、次回は1月10日の水曜日の19時ということですので、よろしくお願ひします。

ほかに委員の皆様からその他で何かございましたら、お願ひします。特になければ、きょうはこれで……。

【事務局】

すみません。答申案策定に向けて、原稿の執筆の関係は、今まで正副会長、あと事務局等で、どなたに書いていただくのかというのを調整させていただいておりますので、今回もその形でさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【林会長】

今、課長から説明があったとおり、分担して進めておりますので、よろしくお願ひします。

ほかにはないですか。

それでは、きょうはこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—— 20:00 終了 ——